

# 新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校再開ガイドライン 【高等学校版】（令和2年5月20日時点）

島根県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う政府からの緊急事態宣言の発令を受け、島根県では4月20日から全ての県立学校を一斉臨時休業としてきました。1カ月を超える臨時休業期間を終え、5月25日から全ての県立学校を再開するにあたっては、これまでと同様に感染拡大防止のための万全の校内体制を整えることが求められるだけでなく、「三つの密（密閉・密集・密接）」を避けながら子どもたち一人一人の健やかな学びを保障する「新しい学びの環境づくり」を進め、段階的に学校教育活動の再開を行っていく必要があります。

これからは、新型コロナウイルスと向き合いながら学校生活を営むための新たな行動スタイルの在り方を、生徒及び教職員一人一人が考え、行動し、定着させていくことが求められます。各学校においては、このガイドラインに従い、管理職を中心として、より一層安心・安全な学校づくりを進めていただくようお願いします。

## 1. 保健管理等について

### （1）基本的な感染症対策の実施について

□ 令和2年3月25日付け島教企第1428号「新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）」で示した内容のとおり、引き続き次の事項について徹底を図ること。

#### ① 感染源を絶つこと

次の方法により、発熱等の風邪症状がみられる生徒については、自宅で休養させることを徹底する。教職員についても同様の対応とする。

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ・登校前に確認できなかった生徒については、教室に入る前の保健室等での検温及び風邪症状の確認

#### ② 感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケット、マスクの着用を徹底する。教室やトイレなど、生徒が利用する場所のうち、特に多くの生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、適宜、消毒液を使用して清掃を行うなど、環境衛生を良好に保つ。

#### ③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

## (2) 授業等教育活動を行うにあたっての注意事項について

- 学校生活においては、生徒同士が接近する場面も想定されることから、教職員を含め常にマスクの着用を徹底すること。
- 教室等は休み時間毎に窓を広く開けて換気を行うようにし、授業中においても2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けるよう努めること。
- エアコンを使用する場合には、外側の前後の窓と廊下側の窓を一部開けるよう努めること。
- 換気の程度は天候や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談すること。
- 教室においては、生徒の間に十分な座席の距離をとるよう努めること。
- 授業においては、近距離での会話や発声（音読など大きな発声となるものも含む）等はできるだけ避けるよう配慮すること。

## (3) 休憩時間等における注意事項について

- 教室等の換気を徹底するとともに、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食等の前後など、こまめな手洗いを徹底すること。
- 昼食をとる際には、机を向かい合わせにしないことやできるだけ会話を控えることなど指導すること。

## (4) 体調を崩した生徒への対応について

- 校内の別室（休養室等）で検温、問診を行い、発熱等の風邪症状が認められる場合は、保護者の迎えを要請し、帰宅させること。
- 帰宅させるまでの間、他の生徒と接触させないよう別室（休養室等）で静養させること。
- 生徒の帰宅後はその部屋の消毒を行うこと。
- 学校の構造上どうしても別室（休養室等）の確保が難しい場合は、可能な限り他者との接触が避けられるよう、保健室等に仕切りをするなどして場所を確保すること。その際には、換気を十分に行い、他者との間隔が2 m以上となるようにするなど感染防止の措置をとること。

## 2. 学習指導について

### (1) 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容の評価について

- 臨時休業中の家庭学習の成果は、授業に準じた成果として、臨時休業期間中の学習状況の記録の提出や臨時休業期間中に与えた課題についての小テストの実施などにより、学習評価に適切に加味すること。
- 休業期間中に課題等で取り組んだ学習内容や教科指導を中心とした計画的登校日に行われた授業内容は、一定の要件を満たす場合、学校再開後の授業において再度取り扱う必要はないこと。

## (2) 授業の遅れへの対応について

- 年間指導計画の見直し、時間割編成の工夫、学校行事の精選や夏季休業・冬季休業の短縮（ただし、夏季においては土日祝日を含み最低限10日程度、冬季においては7日以上の上の休業日は確保すること）による授業時間の確保などにより、各学校において対応すること。
- 上記の場合に、生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、各校の指導体制に見合った授業日数・授業時数になっているか、教職員の負担が過重にならないかなどについて配慮すること。
- 通常の授業時程の前後に授業を設定することも可能であるが、生徒の通学手段や通学時間帯についても十分に考慮するとともに、教職員の所定の勤務時間外に授業を行う場合は勤務時間の割り振りを適正に行うこと。
- これらの対応により、年間の学習計画に基づく履修が進むよう配慮すること。
- 日曜日及び土曜日については、現時点ではこれまでどおり休業日とし、授業日としては取り扱わないこと。

## (3) 実技指導や実習等を伴う教科の指導について

- 実技指導を伴う教科の指導にあたっては、衛生管理等をより一層徹底することに加え、「三つの密」を徹底的に回避すること。
- 年間指導計画の中で指導の順序を変更することや共用の教材、教具、情報機器などの適切な消毒、それらに触る前後での手洗い、除菌行為の徹底をすること。
- 更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫すること。
- 次のような学習活動については、適切な感染症対策を講じた上、飛沫が飛ぶことを防ぐ、長時間の密集状態を避けるなどの点を徹底した上で実施すること。
  - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体接触を伴う活動
  - ・家庭科における調理等の実習
- 水産科における乗船実習にあたっては、生徒・職員ともに感染拡大防止の対策を徹底的に講じるとともに、通常実施する学校医による乗船前の健康診断等において、過去2週間以上、感染を疑われる者との濃厚接触が無いことを確認した上で、実習開始日までの間に十分な健康観察を行い、参加の決定を行うこと。また、実習中は手すりや計器類など、船内で手に触れるものは常に消毒を行うとともに、毎日の体温検査等の健康観察を欠かさないこと。

#### (4) 体育の授業での実技について

- 上記(3)に加え、令和2年5月15日付け島教保第82号「教科指導を中心とした計画的登校日および学校再開後の体育授業での実技について(通知)」で示した内容のとおり、次の事項に留意の上、適切に実施すること。
  - ・臨時休業中において運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、当面の間、身体に過度な負担のかかる運動は避けること。
  - ・用具は使用する前に消毒するとともに、授業の前後の手洗いを徹底すること。
  - ・できる限りマスクの着用を推奨するが、着用については熱中症予防や運動強度等を考慮し適切に判断すること。
  - ・生徒が密集する運動や身体接触のある運動は避け、個人や少人数で周囲と距離をとることができる運動を行うこと。
  - ・大きなかけ声や向かい合って発声する運動は避けること。
  - ・密接した隊形による集合、整列等は避けること。
  - ・可能な限り屋外で実施するか、屋内で実施する場合は窓を広く開け、換気をこまめに行うこと。
  - ・更衣室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用したりしないよう工夫すること。

### 3. 学校行事の実施について

#### (1) 全校集会、学年集会等について

- 集会を行う意義や必要性を確認しつつ、実施する時期、場所や時間、開催方法等について十分に検討を行うこと。
- 必要に応じて校内放送システム等を利用した開催を検討すること。
- 体育館等に集まって実施する際は、感染拡大防止の取組を行った上で、次の点に留意すること。
  - ・窓を広く開け、換気に努める。
  - ・整列する際の間隔を広くとる。
  - ・短時間で終了するよう、集会等の内容を簡潔にする。

#### (2) 遠足、修学旅行及び研修旅行等について

- 実施の時期や可否について検討すること。
- 延期を検討する場合は、行き先や交通機関の状況などの情報収集をした上で、慎重に検討すること。
- 特に海外への修学旅行や研修旅行の計画がある場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況等外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で慎重に検討すること。実施とする場合は、改めて教育委員会と協議すること。

### 4. 部活動について

- 別紙「教育活動の再開に伴う部活動の実施及び学校外における部活動の実施について」のとおりとすること。

## 5. 生徒の心のケアについて

- 学校再開後、学級担任や養護教諭等を中心にきめ細かな健康観察や面談を行い、休業期間中のストレスや感染への不安、今後の学校生活に対する不安など生徒の心の健康状況の把握に努めること。
- 必要に応じて、スクールカウンセラー等による支援を行うとともに、相談窓口（「いじめ相談テレフォン」、「24時間子供SOSダイヤル」等）を適宜周知するなど、生徒の心のケア等に配慮すること。
- 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や情報の提供を行い、感染者、濃厚接触者、治療にあたる医療従事者等に対する偏見や差別が生じないような学校環境づくりに努めること。また、そのような事案に直面した場合の生徒の心のケアを含めた支援についても、適切に対応すること。
- 文部科学省作成保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」(令和2年4月)を有効に活用し、発達段階を踏まえた指導を工夫すること。

(掲載HP：[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/08060506\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm))

## 6. 寄宿舎における対応について

- 令和2年4月2日付け島教企第26号「新型コロナウイルス感染症への対応について(通知)」及び令和2年4月8日付け島教企第72号「県立高等学校寄宿舎における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&Aの送付について(4月8日時点)」のとおり、引き続き対応すること。
- 特に次の点に留意すること。
  - ・発熱等の風邪症状が確認された場合は、すぐに静養室等(別室)に移動させ、そこで静養させること。その後、速やかに保護者に連絡し、症状が続く場合、できるだけ早めに保護者に引き渡すことについて相談すること。
  - ・県外出身の寄宿舎生が帰省する場合、県内及び国内の感染状況等により、帰寮にあたって一定期間の健康観察が必要となる場合がある。このことについて、あらかじめ保護者に説明し、理解を求めること。

## 7. 生徒の出欠の取扱いについて

- 学校再開後、保護者から感染の危険性がある等の理由で学校を休ませたいとの申し出があった場合には、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努め、原則として「出席停止・忌引き等の日数」とは取り扱わないこと。
- 感染経路が不明な患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することができること。
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、引き続き自宅で休養させるよう徹底を図り、その場合の扱いはこれまでどおり出席停止として取り扱うこと。

(別紙)

## 教育活動の再開に伴う部活動の実施及び学校外における部活動の実施について

保健体育課・社会教育課

学校再開後の部活動の実施については、感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が示した3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けること、及び身体的距離の確保が重要であるという考え方をもとに、当面の間、下記により対応いただきますようお願いいたします。

なお、この間の部活動については、新型コロナウイルス感染防止のため、限られた条件の中で実施することになることから、スポーツや文化、科学等の楽しさや喜びを味わうこと、生徒が部活動を通して豊かな学校生活を送れること、仲間や指導者との人間関係の形成や心身の健康の保持増進を図り、生徒の生きる力を育成することといった観点を重視した活動となるようお願いいたします。

### 記

#### 1 部活動実施上の留意事項

- (1) 部活動への参加にあたっては、生徒・保護者の意思を尊重すること。また、健康観察を徹底し、体調の優れない生徒は参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- (2) 活動場所の窓やドアを広く開け、換気をこまめに行うこと。
- (3) 複数人が使用する器具等は、定期的に消毒すること。器具等を直接消毒することが困難な場合は、使用前後の生徒自身の手洗いや消毒を徹底すること。
- (4) できる限りマスクの着用を推奨するが、熱中症予防や運動強度等を考慮すること。
- (5) 活動時間は1時間程度とし、登校日以外（土日・休日等）は原則として行わないこと。
- (6) 身体接触のある練習は避けること。
- (7) 対人および複数で行う練習は2m程度の距離をとること。また、順番待ちの整列、集合・ミーティング等においても同等の間隔を取ること。
- (8) ゲーム形式の練習は原則として行わないこと。ただし、ゲームを想定した動きを部分的に練習する内容や、2m程度の身体的距離が常時確保できる種目に関してはこの限りではない。
- (9) 大きなかけ声や対面による発声等は避けること。
- (10) 活動場所が狭く密集した状態が起こる場合は、時間をずらして同時に活動する人数を減らすなどの工夫をすること。
- (11) 部室等の利用については短時間の利用としたり、一度に大勢が使用しないなど3つの密を避けるための工夫をすること。
- (12) 校地外での活動、校外の運動施設及び文化施設等の利用は、原則として行わない。
- (13) 臨時休業中において運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、当面の間、身体に過度な負担のかかる活動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分留意すること。
- (14) その他、文部科学省が示す「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（令和2年5月13日時点）」を参考にして適切に実施すること。

また、分散登校中において部活動を実施する場合は、同Q&A問79も参考にされたい。

#### 2 学校外における部活動実施について

令和2年4月30日付け島教企第222号「県立学校の教育活動の再開に向けての対応について（通知）」で通知していますが、合同練習や合宿等の実施、公式試合を含む対外試合やコンクール等への参加については、当面の間は行わないこととします。

なお、今後の専門家会議等による新型コロナウイルス感染拡大に関する見解や、県内の感染状況を踏まえ、解除について検討します。